

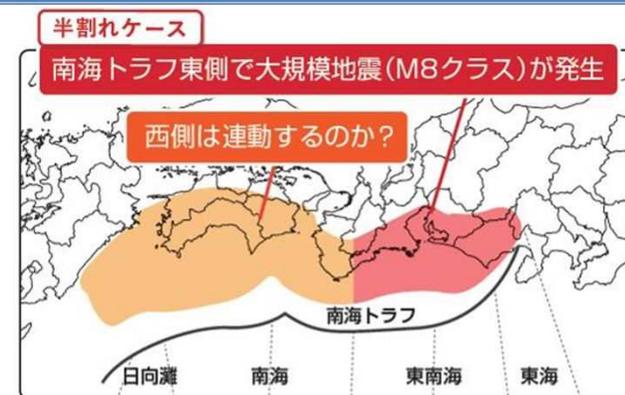
大分県地域防災計画の修正(案)の概要について

令和2年度地域防災計画修正案の概要

1. 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の追加

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正に伴い、半割れ等の多様な発生形態への「時間差発生等における円滑な避難の確保等」に関する取組を追記（R2. 2. 25防災対策推進委員会で承認済）

- (1)「事前避難対象地域」の設置
- (2)臨時情報「巨大地震警戒」発表のときの対応（半割れ）



2. 国の「防災基本計画」修正内容の反映（R2年5月29日修正）

- (1)主に令和元年東日本台風（第19号）に係る検証を踏まえた修正
（災害リスクととるべき行動の理解促進）
- (2)主に令和元年房総半島台風（第15号）に係る検証を踏まえた修正
（長期停電・通信障害への対応強化、被災者への物資支援の充実）
- (3)その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
（避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討・実施）



3. 令和元年度の災害検証を踏まえた防災・減災対策の強化

(1)避難生活者の保護・救援の強化

県は、大規模災害発生時に市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（DCAT）を派遣

(2)その他（防災意識の醸成）

防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験を活用

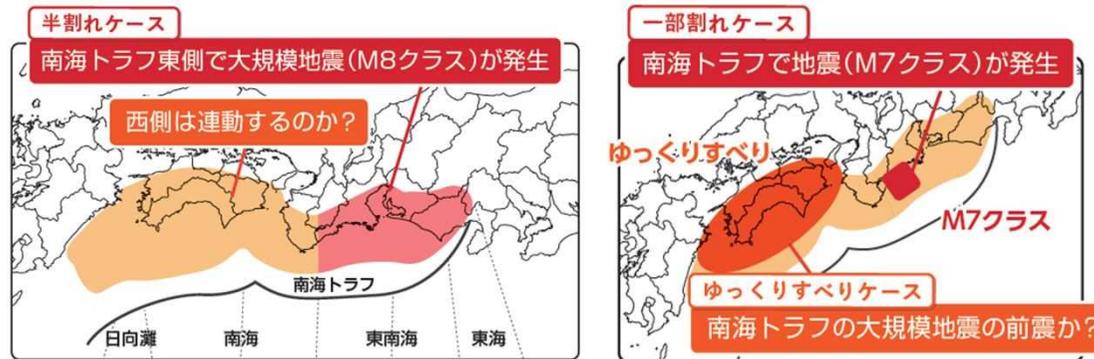


令和2年度地域防災計画修正案の概要

1. 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の追加

(1) 多様な発生形態と臨時情報について

- 国は「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災検討ガイドライン」を公表(H31年3月)
- 「半割れ」等の多様な発生形態への防災対応の検討が必要
- 後発地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域は1週間の事前避難の要否を検討



(2) 30分以内30cm以上浸水予測調査について

①調査内容

- ・事前避難を検討する地域である「地震発生から30分以内に30cm以上浸水する地域」を調査
- ・対象は海岸を要する自治体12市町村

②調査結果

- ・30分以内に30cm以上浸水する住家や事業所等が存在する地域は佐伯市(鶴見、米水津、蒲江)のみ
- ・「南海トラフ地震30分以内30cm以上浸水予測図」については県庁ホームページで公開

③今後の取組

県の「南海トラフ地震防災対策推進計画」に基づき、市町村が事前避難対象地域を検討

(3) 計画の基本方針

①人命優先と日常生活維持のバランスのとれた対策

②県民の意見の反映

特に大きな被害が想定される佐伯市の住民が委員となって開催したワーキンググループでの意見を十分に尊重し反映させる。

(4) ワーキンググループ意見まとめ

- ・30分以内30cm以上の浸水想定区域内の災害時要配慮者は事前避難
- ・地震による不安を感じる住民も事前避難
- ・事前避難する住民のために必要な避難所等の確保
- ・避難所等における生活の支援

(5) 主な修正内容

※地震・津波対策編 第5部に第3章を追加して取組を記述

【修正案】地震・津波対策編 第5部

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

新第3章 **時間差発生等における円滑な避難の確保等**

第4章 関係者との連携協力の確保

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第6章 防災訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

第8章 津波避難対策緊急事業計画

第9章 南海トラフ地震防災対策計画

①「事前避難対象地域」の設置 (地震・津波対策編 第5部第3章第5節)

後発地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域(=佐伯市 鶴見、米水津、蒲江)を対象とする。

②臨時情報「巨大地震警戒」発表のときの対応(半割れ)

(地震・津波対策編 第5部第3章第5節)

i. 住民の対応

- ・事前避難対象地域の避難行動要支援者は1週間避難を継続し、それ以外に土砂災害が発生するおそれや耐震性等に不安を感じる住民も自主避難する

ii. 市町村の対応

- ・避難準備・高齢者避難開始の避難情報を発令し、事前避難対象地域の避難行動要支援者に避難を求める他、土砂災害が発生するおそれや耐震性等に不安を感じる住民についても自主避難を受け入れる
- ・避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保
- ・避難者が必要な食料や日用品を確保

iii. 県の対応

- ・市町村の避難所確保を支援(広域的受入調整)
- ・市町村が実施する食料や日用品等の確保を支援(流通備蓄)
- ・県民に冷静な対応と地震への備えを再確認するよう報道機関やホームページなどを通じて広報を行う

(6) 計画の承認

・令和2年2月25日 大分県防災対策推進委員会にて、計画修正について承認

2 国の「防災基本計画」修正内容の反映（R2年5月29日修正）

主な修正

(1) 主に令和元年東日本台風（第19号）に係る検証を踏まえた修正

① 災害リスクととるべき行動の理解促進

【国修正概要】

ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知

【県修正案】（風水害対策編 第2部第3章第3節ほか）修正

防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ビデオの映像、**ハザードマップ等の配布**、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

なお、**ハザードマップ等の活用**に際しては、**居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。**

(2) 主に令和元年房総半島台風（第15号）に係る検証を踏まえた修正

① 長期停電・通信障害への対応強化

【国修正概要】

重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化

【県修正案】（風水害対策編 第2部第4章第2節ほか）**新設**

○県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

2 国の「防災基本計画」修正内容の反映（R2年5月29日修正）

主な修正

(2) 主に令和元年房総半島台風（第15号）に係る検証を踏まえた修正

② 被災者への物資支援の充実

【国修正概要】

物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な調達・供給活動

【県修正案】（風水害対策編第3部第4章第1節） 修正

県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら**物資調達・輸送調整等支援システム**を活用して**備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送**に関し情報共有を図る。

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

① 避難所における感染症対策

【国修正概要】

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

【県修正案】（風水害対策編第3部第4章第1節） **新設**

市町村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。

（必要な措置）

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・住民への周知 | ・避難者の受入れ体制の確立 |
| ・避難先の検討・確保 | ・避難所内での感染予防 |
| ・感染症対策に必要な備蓄品の確保 | ・感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 |

3 令和元年度の災害検証を踏まえた防災・減災対策の強化

主な修正

(1) 令和元年台風第19号の課題を踏まえた修正

① 避難生活者の保護・救援の強化

災害派遣福祉チームの派遣・調整

県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DCAT)を派遣する。

また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う
(風水害対策編 第3部第4章第1節ほか) **新設**

(2) その他

① 防災意識の醸成

地震体験車や**防災VR(バーチャル・リアリティ)動画**などの疑似体験ツールの活用

(風水害対策編 第2部第3章第1節ほか) **修正**

【参考】これまでの地域防災計画の修正の概要

変更年月日	修正の背景等	主な修正内容
H28.1.6	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策基本法の改正(H26.11)(道路管理者による放置車両等の移動) ○県の防災・減災対策の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の防災・減災対策に係る各種計画等の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢広域防災拠点基本計画(必要となる設備等の計画的整備) ➢ヘリ安全運航確保計画(関係機関への情報提供及び安全運航の協力依頼) ➢広域火葬計画(県内市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定及び協力依頼) ➢原子力災害対策実施要領の改定(市町村と連絡した立地県からの避難者受入)
H28.7.21	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災局の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災局の新設等の組織改正に伴い、大分県災害対策本部規程の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ➢総合調整室庶務班を廃止し、防災局長の下に「総務班」を設置 ➢広報班の名称を変更し、「広報・情報発信班」に改名
H29.6.9	<ul style="list-style-type: none"> ○熊本地震の検証結果の反映 ○防災基本計画等の修正(平成27年7月以降) ○県の防災関連施策等の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した外国人のための「大分県災害時多言語情報センター」の設置 ・避難行動要支援者名簿の事前提供や個別計画作成の取組推進 ・九州各県や市町村が保有する施設の相互利用及び県内外の民間倉庫等の利用検討 ・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更 ・活動火山対策特別措置法の改正に伴う情報収集・伝達方法の整備や市町村における避難場所、避難所、避難経路の指定、整備等 ・大分県長期道路整備計画、大分県災害廃棄物処理計画の策定
H30.6.11	<ul style="list-style-type: none"> ○九州北部豪雨災害、台風18号災害等を踏まえた防災・減災対策の強化 ○県防災関連施策等を踏まえた見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織など自助・共助の取組の促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢自主防災組織等による避難訓練の実施の支援 ・孤立した集落への通信手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢県及び市町村等が保有する衛星電話の活用 ・流木などの災害廃棄物の迅速な処理 <ul style="list-style-type: none"> ➢「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」の締結(29.11) ・受援力強化のため災害対策本部に「受援・市町村支援室」の新設
R1.8.20	<ul style="list-style-type: none"> ○「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映 ○中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨等を踏まえた防災・減災対策の強化 ○「県地震被害想定調査」見直しの反映 ○「鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画」策定の反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応を明確化 ・局所的で甚大な被害が発生した場合の現地支援 ・「防災重点ため池」の対策 ・県内の主要な活断層帯について、想定される県地震被害想定の見直し ・噴火警戒レベルが引き上げられた場合の防災対応